―私たちの鎌倉市自治基本条例素案とは―

○前提

- ・「**市政運営」とは**、市域の住民(=市民)と鎌倉市の問題・課題を解決する ための制度・システムの運営に他ならない
- ・「解決対象の問題・課題」とは、「自治事務の範囲」のものをいい、「問題・課題処理機関(二元代表制)」の組織や選出法の大枠と運営については、憲法、地方自治法(国法)で規定している。

○主要ポイント

<自治基本条例の性格、内容の定義> 第1条

「自治基本条例」とは、自治(団体自治と住民自治を含む)のための市政運営の基本的制度、システム(以下システムという)を規定するものである。解決すべき事柄(問題・課題)は、このシステムでの処理対象事項であって、システムそのものではない。問題や課題は、基本構想や基本計画として策定することで、計画を処理し実行するための当システムとは別扱いにすべきものである。またそうしたほうが扱いやすい面がある。

<市政運営の枠組み> 第3条

このシステムは、行政(エンジン、制御部)と議会(監視モニター部)の2つの機関が働いて、問題の解決処理にあたる。それをオーナーであり利用者の市民が間接的にコントロールするという仕組みである。

この機関の枠組みに、処理機関でもあり、オーナーの一部でもあるといった性格をもった「地域コミュニテイ」(第3章)を組み込んだ。

<市民の定義> 第2条

このシステムでいうオーナーには、子どもや外国人はなれない。彼らはこのシステムを通じて解決すべき問題課題に関係することはあるが(そのこと限りにおいて意見をいうことはできるが)、それを処理するシステムそのものにまで口を出すことは許されないし、必要がない。なぜならこのシステムを稼動させるにはコストがかかるし、誰がオーナーか明確でないシステム、つまりフリーな社会などありえないからである。

システムに不純性部品が入ってくると、システムは動かないという単純な論理でもある。

<市民の責務> 第5条

オーナーは市民だが、機構を稼動させるコストを負担しなければならず、また責任あるオーナーで活用意識が高くなければ、機関やこのシステムそのものを正常に働かせることはできない。

<市政参加権とその保障> 第6条

オーナーと機関の隙間が空きすぎて、機関にオーナーの意思が容易に通じないために、また機関が一人歩きして、オーナー無視になってしまわないよう、問題・課題のインプット、その処理、解決結果のアウトプットが円滑におこなわれるような関係、仕組みが整備されていなければならない

市民に、市政参加権というパスポートを認め発行し、その参加場面やそこでの参加様式・方法を定めておいて、別途詳細な活用手続きのサブシステム(市 民参加基本条例など)をつくることを、機関に義務付ける

<住民投票制> 第7条

直接的コントロール、ブレーキがかけられる仕組みも必要で、仕組みの出口で、最終オーナーの立場を守るべきセーフテイネットとして住民投票制を設ける。

<地域コミュニテイ> 第3章

市に対して、オーナー個々人が直接ことに当たるとなると、手続きも面倒で複雑、力も弱く、時間もかかる。問題・課題によって、物理的広がりでは生活に密着した住民の身近なところで解決すべきことが多く、地域コミュニテイといった単位での問題解決が望ましいケースがある。中二階的、あるいは小型バイク的な小回りの効く組織機関のサブシステムであり、この単位での自治的処理の仕組みをつくることを規定する。

<議会・議員と市長・行政> 第4~5章

オーナーは、機関そのものに対して問題・課題の解決処理を委託(信託、信任?)しているわけで、そもそも機関はプロとして100%以上の働きをしてもらわねばならない。機関がしっかりとオーナーの期待に応えてくれる働きをすればオーナーは基本的には自らの生活に没頭できるはずである。

したがって機関に対して市政を運営するときの運営法の指針、方針、原則を

定め、これに従った処理をすることを義務付ける。

<最高規範性> 第19条

このシステムは、市のシステム(条例)の中でも基本中の基本であるので、 最高規範性を持つものとし、違反は許されないものとしておく必要がある。

<分権の確立> 第21条

対外的な関係での団体自治面では、法解釈などを通じて、地方分権を自らの 手で勝ち取ることとし、他方、地方公共団体として独立はするが、関係団体や 諸機関とは、共存、相互協力が必須であることを規定する。

<自治記念日の創設> 第22条

どのように自治基本条例を取り決めておいても、このシステムを良くも悪くも働かせるのは、最後はオーナーである市民の意識と行動次第である。市民は、自治に関して意識も知識も高め、そのような環境を作っていくことが必須である。これができてはじめて、機関への的確なアプローチもコントロールもでき、相互に信頼感も生まれてくるというものである。

<四つの個別基本条例等制定の義務付け> 第6,7、14,18条 他 この自治基本条例を生きたシステムとして稼動させるには、さらに一段の具体的検討と掘り下げの制度設計作業がいる。そこまで規定しないと、この自治基本条例のままでは実行性を伴わないし、したがって実効性もないことになる。次のステップでは、個別のサブシステムを作ることが必要であり、その策定を市に対して義務付けして、宿題として残すことにする。

<私たち有志条例素案の要約ポイント>

- は当案固有のもので、条例として鎌倉らしさを求めたもの
- は他案とは前提が異なり、他案にも同様の条項が見えるが、似て非なるもの 「 」はキーワード

● 前提

- ・「**市政運営」とは**、市域の住民(=市民)と鎌倉市の問題・課題を解決する ための制度・システムの運営に他ならない。
- ・「解決対象の問題・課題」とは、「自治事務の範囲」のものをいい、「問題・課題処理機関(二元代表制)」の組織や選出法の大枠と運営については、憲法、地方自治法(国法)で規定している。
- 条例としての「体系性、一貫性、関係性」を重視し、条項間の矛盾や重複 がないように配慮した。
- この自治基本条例は、市政運営の制度・システムであり、条例の性格は「手続的条例」で、逆にいえば、政策条例ではない。
- 法で定める枠組みを前提にしたが、グレーゾーンは極力「分権と自治」の 精神でシステムを運営するように考えた。
- オーナーである市民と行政と議会の3者関係と機能役割分担を明確にした。 その結果、今まではっきりしていなかった市民の「市政参加権」を明定した。
- オーナー「市民」の定義を、厳格に規定した。一方で広義の市民は、問題課題へのかかわり方で、多岐に概念定義できるので、関係する条例や規定の中で救うこととした。
- 3者以外に、問題解決面で市民に最も近い中間領域の「地域コミュニテイ」 を、関係機関組織の一部に位置づけ、構成した。
- 本来の処理機関である議会と行政に対し、確認といくつかの責務項目を加え、行政運営や処理がブレないよう「行政執行の原則」を明定した。

- 市政運営の基本ベース=鑑となるもので、「最高規範性」を認めた。
- 全ての自治の基点は、市民の意識と行動如何にあることから、この認識、 理解を高めるための仕掛けとして、「鎌倉市自治記念日」の制定を掲げた。
- 当条例は、法制的にまたは政策実行判断の基準にはなっても、実行を伴う 運用を促さねばならない。そのため、次のステップでのより具体的な「個別基本条例」等を策定することを義務付けた。

以上